

土門剛

土門剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。



国民に目隠しをした通商交渉で 国益を損ねた韓国の轍を踏むな

ビス、税関手続、衛生植物検疫といったより技術的な分野では、交渉担当者には問題を解決すべく、また、残された問題については妥結への明確な道筋を策定すべく取り組み、次回交渉会合までの間も作業を行なうことに合意した。

▽市場アクセスについても、首脳及び閣僚が設定した野心の水準を満たし、かつ全ての参加国が受入れ可能な全体的なパッケージの策定に向けて議論を継続し、作業の前進をみた。交渉担当者は、鉱工業品、農業、繊維に関する関税パッケージ及び原産地規則の策定に関する作業を継続した。また、各国のサービス、投資、政府調達の市場を開放するコミットメントに関しても議論を行なった。次回交渉会合で更なる進展が得られるように、交渉会合間の作業に関する予定表を策定した。

【第14回会合 12年9月】

▽市場アクセス、税関、原産地規則、貿易の技術的障壁、衛生植物検疫、越境サービス、電気通信サービス、政府調達等を含む幅広い分野で進展

があった。
▽鉱工業品、農業、繊維、サービスと投資、及び政府調達に関し、各国が作成している関税及び他の市場開放に関する特定の約束の策定も引き続き前進した。

外務省資料による前2回会合の報告を読む限り、「進展」や「前進」という文言が使われている。同じような文言は、その1年前の第9回会合 11年10月の報告書にも見受けられた。ところが、いずれの報告書にも、何が、どう進展、前進したかについては何の記述もない。まるで行き先の分からないミステリー・トレインが走り続けているような印象を受ける。

12年7月、北米自由貿易協定（NAFTA）加盟国のメキシコとカナダの交渉参加が正式決定して、TPP協定の交渉参加国は11カ国になった。参加国が増えれば増えるほど、利害関係が入り組んで交渉は難航するに違いない。キャノングローバル戦略研究所研究主幹の山下一仁氏は、農産物分野の市場アクセス（関

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉へ参加することが決まった。思い浮かんだのは、大好きなちあきなおみの「喝采」だ。

「止めるあなた駅に残し、動き始めた汽車に一人飛び乗った」

ご存知かと思うが、米国が主導権を握ったTPP協定交渉は、2010年3月に第1回交渉を開いて以降、交渉参加国によって昨年12月で15回の会合が重ねられてきた。

外務省のホームページには、交渉ごとに簡単な報告書が掲載されているが、協議の対象となったテーマが取り上げられているだけで、協議内容については、交渉に参加しても国

民に正しく説明されることはない。

しかも交渉参加国に厳しい守秘義務が付けられている。あたかも企業のM&A（合併と買収）交渉のようである。これについては11月28日付け日本共産党機関紙『赤旗』が、「交渉内容を公表しない合意があり、交渉文書は協定発効後4年間秘匿されること、ニュージールランドのTPP首席交渉官の発表で分かりました」と明らかにしている。

直近の会合から農業に関連した市場アクセス分野に絞って協議の状況を整理してみた。

【第15回会合 12年12月】

▽貿易の技術的障壁、電気通信サー

税)分野について、12年10月に発表
した一文「TPP交渉は今どうなっ
ているのか?」その4…カナダ、
メキシコが変えた交渉の構図」で
こう説明している。

「TPP交渉において、アメリカは
豪州に対しては砂糖の関税、ニュー
ジーランドに対しては乳製品の関税
を維持したいという強い意向を持っ
ている。アメリカは、これらの産品
については、競争力を持っていない
からである。ただし、全ての国に対
して、砂糖や乳製品の完全撤廃の例
外を認めさせようというのではな
く、あくまでも競争力を有するこれ
らの国に対してのみ、例外を主張し
ている」

ご存知だと思うが、山下氏は、農
水官僚として各種農産物交渉に携わ
った経験がある。そしてTPP協定
に賛成の立場を表明している。交渉
経験を踏まえて農産物分野の深刻な
利害関係についてカナダを軸にこう
整理している。

「カナダの弱点は乳製品と鶏肉の高
関税であり、カナダはこれらの品目
について例外要求をしてくるだろ
う。これらの品目は主としてフラン
ス語圏のケベック州で生産されてお
り、この取り扱いを間違えるとカナ
ダの憲法問題、つまりケベック州の
分離・独立に発展しかねないから

だ。」

交渉参加国が増えれば、利害関係
が輻輳化するだけである。その一文
で山下氏は、「カナダの乳製品市場
を開放させることができれば、少々
ニュージーランドから乳製品が輸入
されても、それと同等またはそれ以
上の乳製品をカナダに輸出すれば、
アメリカの酪農業界は困らないから
である」と、簡単に糸がほぐれるよ
うな見方をしているが、本当にそう
なるだろうか。

農産物交渉の難しさは、14年末の
合意を目指す米国と欧州連合(EU)
とのFTA交渉でもみられる。難航
しているのは、牛肉に対する関税撤
廃の抜いだ。13年2月8日付けロイ
ター電が、「EU内ではフランス、
米国内ではジョージア州などが完全
な市場開放に消極姿勢を示すなど、
前途は多難だ。」と解説している。

安倍晋三首相が、TPP交渉へ参
加すると表明してすぐの2月28日の
衆院予算委員会で、野田佳彦内閣で
副外務相を務めた民主党の山口壯衆
院議員がこんな質問をしているのを
3月1日付け毎日新聞で読んだ。
「TPPの事前協議で米国が同国の
安全基準を満たした乗用車につい
て、日本での安全審査をせずに受け
入れる輸入枠を設けるよう日本側に
求めていることを明らかにした」

前内閣の外務副大臣としてTPP
協定交渉に深く関与していた山口氏
の質問だけに、驚きである。

昨年3月に発効した米韓FTAで
は、その輸入枠は自動車メーカーご
とに年間2万5000台を上限に、
米国の安全基準に適合していれば韓
国で安全審査を受けずに輸入できる
取り決めになっている。山口氏は
「こういうことを米国は日本にも言
ってきたが、フェアじゃない」と述
べ、事前交渉で米国に譲歩しな
いよう迫った。これに対し、岸田文
雄外相は「協議の中身について明ら
かにするわけにはいかないが、国益
のために最大限努力する」と答える
にとどまった。

毎日紙は、「韓国は米国との自由
貿易協定(FTA)で同様の輸入枠
を受け入れているが、日本政府は拒
否する構えだ」とし、「輸入枠など
の数値目標を受け入れることは考え
ていない」という経産省幹部のコメ
ントを紹介している。

自動車の安全基準について、米国
の要求がこれほど身勝手なものであ
ることは、食の安全基準についても、
同じぐらい身勝手な要求を突きつけ
てくるのが容易に想像できる。

TPP協定が、それほどバラ色の
内容を含むのであれば、交渉国の
国民にきちんと開示してもよいはず

である。情報開示しないというのは、
よほど相手国にとって都合の悪い内
容になっていると思うのが常識では
ないだろうか。

これについて山下氏は、「政府の
TPP情報開示は不十分なのか?」
と、TPP協定交渉の秘密主義を12
年11月15日付け朝日新聞社の
「WEBRONZA」で、次のように弁
護している。

「農産物などの物の貿易、サービ
スの貿易、投資などTPPがカバーし
ようとするほとんどの領域は、日本
がこれまで結んできた協定と同じで
ある。アメリカが結んだ協定にも、
北米自由貿易協定(NAFTA)、
米韓自由貿易協定(米韓FTA)な
どがある。基本的なことはほとんど
わかっている。もちろん、各分野の
協定の細部やアメリカが新たに加え
ようとしている国営企業に対する規
律のような新分野については、交渉
の結果、どうなるかわからない。し
かし、これは、アメリカも他の交渉
参加国も、交渉の結論がどうなるか、
誰にもわからない。すでに述べたよ
うに、アメリカも、その主張が通ら
ずに、孤立している分野がかなりあ
るのである」

農産物交渉を経験してこれら、な
おかつTPP協定にも通暁しておら
れる方にしては、かなり荒っぽい議

辛門

論ではなからうか。NAFTAや米韓FTAが、TPP協定交渉のベイスライン（基本線）であることは、その通りである。だがそれはあくまで基本線であって、それを踏まえてさらに「高い水準の自由化」（外務省）を目標とすることは外務省の公式文書でも明らかだ。つまり山下氏が一文で触れた『アメリカが新たに加えようとしている新分野』のことである。この中には、WTOなどの通商交渉で議題にならなかったものが多く含まれていて、場合によっては関税撤廃を目指す交渉より厄介なこともあるのに、これらの詳細についてはいっさい触れていない。

交渉内容について国民に十分な情報が提供されないと、交渉が締結しても、国会での批准で否決される事態も起きてくる。ましてや「新分野」の中に、憲法や法律に抵触するような交渉テーマが入っているようであれば、なおさら国民への情報提供はおざなりにしてはいけないと思う。

大統領の暴走を防いだ

TPP協定交渉の秘密主義は、米韓FTA協定で臍をかんだ韓国の例でお分かりいただけよう。同協定の締結直

後に、韓国議会で「通商手続法」が急ぎ成立した事情で十分に証明できる。前月号でも紹介したが、ポイントは、次の4つ条文である。国立国会図書館立法情報課の「立法情報」（12年2月）を引用してみたい。

【第4条】通商条約の手続及び履行に関して情報公開請求があったときは、政府は「公共機関の情報公開に関する法律」の規定により請求人に公開しなければならず、相手国の要請等の事情がある場合を除き、交渉の進行を理由に公開を拒否できない。

【第5条】政府は、国会外交通商統一委員会等の要求があるときは、進行中の通商交渉又は署名が完了した通商条約について報告し又は書類を提出しなければならない。

【第6条】外交通商部長官は、通商交渉開始前に通商条約締結計画を策定し、国会外交通商統一委員会に遅滞なく報告しなければならない。

【第10条】政府は、通商条約締結計画に従って通商交渉を進めなければならない。

これらの条文をあらためて読み通してみると、米韓FTA交渉で韓国は意に沿わぬ条項を飲まされていたことが容易に分かる。その教訓からかまず第4条で、「相手国の要請等の事情がある場合を除き」という条

件付きながら、通商交渉も情報公開法の対象になると位置づけてきたのだ。それにもとづき第5条では、「進行中の通商交渉」であっても、議会への報告と資料の提出を義務づけた。

韓国憲法は、条約を締結する権限を大統領に与え、議会は、大統領が締結した条約に同意する権限を有する。米韓FTA交渉の最終局面で北朝鮮による延坪島砲撃事件（10年10月）が起きた。これを交渉材料にした米国は、李前大統領に対し、韓国にとつて屈辱的な条項を次々と飲ませたが、通商交渉法第6条は、通商交渉開始前に行政府による通商条約締結計画を提出させ、さらに第10条で計画に沿った交渉を義務づけ、大統領の独走にチェックをかけたのだ。

通商手続法の火付け役は、当時、最大野党の民主党代表の孫鶴圭氏ソンクァクだった。その経緯を6月29日付け聯合ニュースが、「今後、通商交渉は国会が事前に介入できる道を開いておくべきだ」、「非公開の密室での交渉を進めたために穴だらけになった。政権交代の場合は通商手続法などを同じ制度的に国会が交渉に参加できるようにしたい」と伝えている。奇遇だが、その孫鶴圭氏と、この1月31日夜、ドイツ・ライプチヒの

レストランで夕食を共にしていた。同地で開かれた「BIOGAS展」に韓国の大学教授らと訪れていたところ、「今夜、大統領選候補だったベリン滞在中の孫鶴圭氏と食事をすることになった。一緒に来ないか」と誘われたのである。孫鶴圭氏のことを11年11月付け本コラムで取り上げていたのに、その夕食会の時はすっかり忘れていた。もし覚えていたら、米韓FTA交渉と通商手続法のことについて聞いておくべきだったと後悔している。

話が長くなった。韓国の例を持ち出すまでもなく、秘密裏に進められた通商交渉は、国民にメリットを与えるものではない。安全保障がテーマの交渉と違い、その結果は国民の経済生活に直結する。それだけに通商交渉の内容の情報公開は絶対に必要なことだと思おうのである。

ちあきなおみの「喝采」には、「止めるあなたに残し」というフレーズもある。「止めるあなた」、「約半数の自民党議員のことである。彼らを選んだのは、国民だ。「一人飛び乗った」安倍首相を担ぎ出した。最初には反対のポーズを取りながら、最後には抵抗をやめてしまう「ああ、これはこの前見た風景（デジャ・ビュ）を思い浮かべてしまうが、TPP協定交渉でも、そうなるだろうか。